

平成26年 3 月

平成 2 6 年 第 2 回  
西はりま消防組合議会定例会会議録

自 平成26年3月27日

至 平成26年3月27日

## 平成26年第2回西はりま消防組合議会定例会議事日程

平成26年3月27日（木）午後3時開議

1 開会あいさつ（議長・管理者）

2 開会宣言

3 開議宣言

日程第 1 会議録署名議員の指名（1番 渡邊 慎治議員、10番 西岡 正議員）

日程第 2 会期の決定（平成26年3月27日（木）の1日）

日程第 3 承認第1号 専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）について）の承認を求めることについて

日程第 4 承認第2号 専決処分した事件（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について）の承認を求めることについて

日程第 5 議案第2号 平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）

日程第 6 議案第3号 西はりま消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定について

日程第 7 議案第4号 西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議案第5号 西はりま消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第 9 議案第 6 号 西はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第 10 議案第 7 号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第 11 議案第 8 号 平成 26 年度西はりま消防組合一般会計予算

4 閉会宣言

5 閉会あいさつ（議長・管理者）

## 会議に出席した議員

1 番	渡 邊 慎 治	2 番	柴 田 和 夫
3 番	柳 生 陽 一	4 番	松 本 義 彦
5 番	山 下 由 美	6 番	岸 本 義 明
7 番	清 原 良 典	8 番	佐 野 芳 彦
1 0 番	西 岡 正		

## 会議に欠席した議員

9 番 山 田 弘 治

## 議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

係長 梶原 昭一      係長 垣谷 直宏

主査 友政 貴仁      主査 勝又 雅裕

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者（たつの市長）	栗原 一	副管理者（相生市長）	谷口 芳紀
副管理者（宍粟市長）	福元 晶三	副管理者（太子町長）	北川 嘉明
副管理者（佐用町長）	庵途 典章	消防長	横田 京悟
副消防長	進藤耕太郎	副消防長	幸島 幸博
次長兼相生消防署長	坂本 春喜	次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦
次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸	次長兼太子消防署長	岩村 義孝
次長兼佐用消防署長	藤本 哲徳	たつの消防署参事兼総務課長	土井 誠
消防本部総務課長	大西 博之	相生消防署総務課長	前川 明
相生消防署予防課長	平林 祐治	相生消防署警防課長	真野 秀男
たつの消防署予防課長	合田 昌司	たつの消防署警防課長	満田 利郎
宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏	宍粟消防署予防課長	内海 一義
宍粟消防署警防課長	日下 誠人	太子消防署総務課長	廣岡 宏一
太子消防署予防課長	横田 恵一	太子消防署警防課長	内海 武彦
佐用消防署総務課長	新田 伸二	佐用消防署予防課長	堤 敏明
佐用消防署警防課長	木南 敏之		

## 開会あいさつ

### 議長あいさつ

○議長（松本義彦議員）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さ厳しい冬も終わり、本格的な春の訪れが待ち遠しい季節となつてまいりました。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、平成26年第2回西はりま消防組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、まことにご同慶にたえないところでございます。

今期定例会は、議員各位のご高承のとおり、平成26年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。

また、今期定例会に提出されました案件は、新年度予算のほか、本年度補正予算、条例の制定、改正等、多数の議案が提出されており、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、それぞれの議案に対し慎重なるご審議により適切妥当なるご決定を賜りますよう、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

### 管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

年度末ご多用の中、平成26年第2回西はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

年初以来、大きな災害や事故もなくおおむね順調に消防行政が進展しているところでございますが、いよいよ来年度は、本組合最大の事業であります高機能消防指令センター総合整備事業に着手をいたします。平成26年度、27年度の2カ年事業とし

て着実に事業を推進してまいる所存でございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会でご審議いただきます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、平成26年度予算を初め、専決処分の承認2件、補正予算1件、条例案件5件の計9件でございます。

これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞご審議をいただきまして、全議案につきまして、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

### 開 会 宣 言

○議長（松本義彦議員）

ただいまより平成26年第2回西はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

### 開 議 宣 言

○議長（松本義彦議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。監査委員より、地方自治法第199条第2項、第4項の規定により実施した定期監査等の結果報告1件及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について消防本部総務課長より報告いたさせます。

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大西博之）

命によりご報告いたします。

まず本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員数は9名であります。9番山田弘治議員については、欠席の報告を受けております。

次に地方自治法第121条の規定により説明のため本定例会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでございますのでご清覧願います。

○議長（松本義彦議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定員数に達しております。よって会議が成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（松本義彦議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第62条の規定により議長において1番渡邊慎治議員、10番西岡正議員を指名いたします。両議員よろしくお願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

～日程第3 承認第1号～

○議長（松本義彦議員）

日程第3、承認第1号、専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）について）の承認を求めることについてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました承認第1号、専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）について）の承認を求めることについてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、3月17日までを履行期限として、消防救急無線デジタル設計、指令システム及び指令センター構築について実施設計業務委託を行っておりましたが、指令センターの構築に伴う電力容量の増加により、新たに電力設備附帯工事設計業務が必要になったことから、議会でこの委託料の増額を議決いただくべきでありましたが、本契約の履行期限が3月17日までであったことから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、2月18日に専決処分したことについて、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。また、本補正予算につきましては、歳出科目の組みかえによるものでございますので、歳入

につきましての補正はございません。

4 ページをお開き願います。

先ほど、提案説明でご説明させていただきました新たに生じた電気設備附帯工事設計業務の金額は、709万1,000円でございますが、入札に伴う減額により、当初契約しておりました委託料の執行残が206万2,000円でございますので、差し引きいたしまして448万9,000円が追加で必要となった補正予算所要額であり、第9款消防費、第1項消防費、1目消防常備消防費、13節委託料、建設委託料に計上いたしております。そして、当該補正予算所要額に対して、実施設計業務にかかる負担割合に応じた費用を、相生市は18節備品購入費77万8,000円を、たつの市につきましては、2節給料239万4,000円のうち113万7,000円を、宍粟市につきましては、2節給料239万4,000円のうち125万7,000円を、太子町につきましては、19節負担金、補助及び交付金53万9,000円を、佐用町につきましては、11節需用費から50万円、12節委託料から27万8,000円をそれぞれ減額し、増額補正所要額に充てるものでございます。

以上で、承認第1号の専決処分した事件（平成25年度西はりま消防組一般会計補正予算（第3号）について）の承認を求めることについての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ原案のとおり承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。上程中の承認第1号は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

～日程第4 承認第2号～

○議長（松本義彦議員）

日程第4、承認第2号、専決処分した事件（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について）の承認を求めることについてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました承認第2号、専決処分した事件（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について）の承認を求めることについてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず提案の理由でございますが、当該退職手当組合は、兵庫県内19市12町28一部事務組合で組織され、退職手当の支給に関する事務を共同処理をいたしております。

本件は、本年3月31日付で南あわじ市・洲本市小中学校組合が、当該退職手当組

合から脱退すること及び本年4月1日付で小野加東環境施設事務組合が小野加東加西環境施設事務組合に団体名称が変更されることにより、本規約を改正するものでございまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める必要が生じましたが、退職手当組合が求める議決日は3月24日までであることから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により3月7日に専決処分したことについて、議会の承認を求めるものでございます。

次に改正の内容でございますが、当該退職手当組合を組織する市及び一部事務組合を列記した別表第1号表中、「南あわじ市・洲本市小中学校組合」を削るとともに、「小野加東環境施設事務組合」の名称を「小野加東加西環境施設事務組合」に改めるものでございます。

附則につきましては、本規約改正の施行期日を平成26年4月1日と規定するものでございます。

以上で、承認第2号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重にご審議の上、原案のとおり承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程

中の承認第2号は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松本義彦議員)

ご異議なしと認めます。よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

～日程第5 議案第2号～

○議長(松本義彦議員)

次に日程第5、議案第2号、西はりま消防組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長(横田京悟)

ただいま議題となりました議案第2号、平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算(第4号)は、第1条に掲げておりますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,546万6,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正の内容につきましてご説明申し上げます。説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、1目議会費、1節報酬7,000円の追加は、構成

市町から選出いただいております組合議会議員の年度内の交代により、条例で定める年額報酬を月割でそれぞれ支払うことにより生じた不足額を精査するために増額するものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬8,000円の追加は、議員報酬と同じく正副管理者の年度内の交代により、条例で定める年額報酬を月割でそれぞれ支払うことにより生じた不足額を精査するために増額するものでございます。

第2款総務費、第6項監査委員費、1目監査委員費、1節報酬1万5,000円の減額は、組合監査については、当初毎月実施することで予算を計上しておりましたが、監査委員の作成する監査計画書において、年4回実施することとしたため、回数の減により、監査委員報酬を減額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、1目常備消防費及び3目消防施設費1,741万1,000円の減額は、構成市町である相生市から年度内の負担金の精算依頼に基づき減額するもので、2節給料545万円の減額は、相生市が国に準じた給与減額特例措置を実施したことによる減、3節職員手当等100万円の増額は、支給実績に基づき、不足する手当に係る増、4節共済費268万円の減額は、職員負担金の根拠となる職員給料が、国に準じた給与減額特例措置により減額となったこと及び共済費の率が確定したことによる減でございます。9節旅費45万6,000円、11節需用費20万円、12節役務費24万円、13節委託料67万9,000円、18節備品購入費985万1,000円の減額は、相生署における署経費の執行残の精査による減額でございます。19節負担金、補助及び交付金134万5,000円の増額は、希望退職による職員退職手当組合特別負担金の増及びその他の負担金の減を精査したことによる増、3目消防施設費、11節需用費20万円の減額は、光熱水費の執行残による減であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、1目消防費負担金、1節消防事務費負担金2,580万1,000円の減額は、歳出でもご説明させていただきましたが、相生消防署においては、人件費等の精査による負担金1,977万7,000円、佐用署においては、兵庫県消防防災航空隊に派遣している職員の人件費相当額に対する県からの助成金602万4,000円を精査することにより、構成市町である相生市及び佐用町からの消防署事務費負担金を減額するものでございます。

第12款使用料及び手数料、第2項手数料、5目消防手数料、1節消防手数料193万9,000円の増は、相生署における罹災証明等手数料及び危険物施設等設置及び変更等手数料を収入実績により増額するものでございます。

第14款県支出金、第3項委託金、8目消防費委託金、1節消防費委託金38万8,000円の増は、区域外警報板等管理委託金を収入実績により増額するものです。

第19款諸収入、第5項雑入、4目雑入、1節雑入606万3,000円の増は、相生署におけるインフルエンザ予防接種助成金3万9,000円が兵庫県共済組合から、佐用署における兵庫県消防防災航空隊に派遣している職員の人件費相当額に対する助成金602万4,000円が兵庫県から、それぞれ助成されることによる収入実績による増でございます。

なお、他の構成市町における負担金につきましても、人件費及び物件費等で執行残はございましたが、当該額は翌年度に繰越金として計算し、翌年度の負担金で調整することといたしております。

続きまして、第2条、繰越明許費の補正の内容につきましてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第9款消防費、第1項消防費、兵庫衛星通信ネットワーク設備設置分担金804万円の繰り越しにつきましては、1月の臨時会で可決いただきました補正予算に係るものでございまして、県庁と市町、消防本部等を結ぶ兵庫衛星通信ネットワークの設備の老朽化のため、本年度実施の事業として、兵庫県から補正予算の計上を依頼された

ものでありましたが、先般今年度の事業開始は難しくなったことから、当該予算については、平成26年度に繰り越す旨の依頼があったことから行うものでございます。

以上で、議案第2号の平成25年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第4号）の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第2号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第3号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第6、議案第3号、西はりま消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定についてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。



横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第3号、西はりま消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例制定についてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、当該改正法律の中で、消防組織法第15条に基づき、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が市町村の条例で政令で定める基準を参酌して定めることとなりました。そこで、法に定める参酌基準である市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が、平成25年9月6日に公布されたことに伴い、当組合として、新たに制定するものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、消防長の資格の基準を定めたものでございまして、第1号として、消防職員として消防事務に従事したもので、消防署長の職または消防本部における消防署長と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。第2号として、署の行政事務に従事したもので、署の長の直近下位の内部組織の長の職、その他支所におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであることを定めております。

第2条は、消防署長の資格の基準を定めたものでございまして、第1号として、消防吏員として消防事務に従事したもので、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること、第2号として、消防吏員として、消防事務に従事したもので、消防司令補以上の階級に3年以上であった者であることを定めております。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成26年4月1日と指定するものでご

ざいます。

以上で、議案第3号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第3号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第4号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第7、議案第4号、西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第4号、西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、消防職員が水火災等の災害に際し、その職務を遂行し、もしくはこれに準ずる事由によって被害を受け、そのために死亡し、または被害を受けたことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは身体に障害を生じたときに支給される賞じゅつ金について、その支給の審査を行う賞じゅつ金等審査会の委員報酬の定めたものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費についての等級を定めております別表に、消防賞じゅつ金等審査会の委員として、報酬額日額1万円、旅費についての等級2級を加えるものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成26年4月1日と規定するものでございます。

以上で、議案第4号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第4号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第5号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第8、議案第5号、西はりま消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第5号、西はりま消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、製造所等に係る手数料について、消費税及び地方消費税の引き上げが行われること、人件費等を直近の数値を用いて積算し直したこと等により、実費に変動が生じていることが判明したことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成26年1月29日に公布されたことに伴い、本組合手数料条例について所要の整備を図るものです。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

改正内容ですが、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げようとするものです。

別表第1、2の款、消防法第11条に基づく製造所、貯蔵所または取扱所の設置の許可に関する事務における(1)の項の改正規定は、製造所の設置の許可の申請に係る審査のうち、指定数量200倍を超えるものの金額の改正、同款(2)の項の改正規定は、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数をそれぞれ改めるものです。

また、同款(3)の項の改正規定は、一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査のうち、指定数量200倍を超えるものの金額の改正で、同表6の款、消防法第11条の2及び政令第8条の2に基づく製造所、貯蔵所または取扱所の完成検査前検査に関する事務における(1)の項の改正規定は、溶接部検査、さらに同表7の款、消防法第14条の3に基づく特定屋外タンク貯蔵所または移送取扱所の保安に関する検査に関する事務における(1)の項の改正規定は、特定屋外タンク貯蔵所について、それぞれ手数料を改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第5号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第5号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第6号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第9、議案第6号、西はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第6号、西はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、現在、物品を借り入れる契約または役務の提供を受ける契約について、複数年にわたり契約を締結することが適当であるものに対する契約期間は5年以内と定めております。しかし、来年度入札予定の高機能消防指令セン

ターに係る機器等に加えて、当該機器の保守管理業務費用の低廉化を図る目的として、5年以上の長期継続契約を可能とするために改正するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

本則で複数年にわたり契約を締結することが適当であるものの期間を5年以内とする規定に、「ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。」という規定を加えるものでございます。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成26年4月1日と規定するものでございます。

以上で、議案第6号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第6号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第7号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第10、議案第7号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

失礼いたします。最初におわびを申し上げます。

当該改正条例の参考資料として提出させていただいておりました新旧対照表の一部に誤りがございましたので、差しかえを机の上に配付させていただいております。申し訳ございませんけれども、差しかえのほうよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました議案第7号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてにつきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、このたび、消防法施行令の一部を改正する政令が、平成25年3月27日に公布され、検定対象機械器具等の範囲が見直しにより、新たに住宅火災警報器が追加され、平成26年4月1日から施行されること、また、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令が、平成25年3月27日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、本組合火災予防条例について、所要の整備を図るものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第29条の3第2項及び第4項の改正は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設



備に係る技術上の規格を定める省令に定温式住宅用防災報知機が追加されたことに伴い、台所に設置する熱を感知する警報器の設置基準を、また、第5項の表の改正規定は、煙で感知する警報器と熱で感知する警報器の設置場所と種別の区分を整備するものでございます。

次に、第29条の4第3項の表の改正は、煙で感知する感知器と熱で感知する感知器の設置場所と種別の区分を整備するものでございます。

次に、第29条の4第4項の改正は、消防法施行令の一部改正に伴う引用条項のずれが生じたことによる条文の整備でございます。

次に、第29条の5第2項の改正は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令に定温式住宅用防災警報器が追加されたことにより、設置免除規定を削り、条文を整備するものでございます。

附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日を平成26年4月1日からとするもので、第2項では経過措置といたしまして、この条例の施行の際に、現に存する住宅もしくは現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の住宅または平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事を開始する住宅の台所への住宅用防災警報器の設置に係る改正後の火災予防条例第29条の5の規定の適用は、なお従前の例によることとするものでございます。

以上で、議案第7号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第7号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第8号～

○議長（松本義彦議員）

次に日程第11、議案第8号、平成26年度西はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

横田消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました議案第8号、平成26年度西はりま消防組合一般会計予算につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

第1条において、歳入歳出それぞれ38億8,086万7,000円と定めております。

次に、第2条において、債務負担行為について、3ページをお開き願います。

高機能消防指令センター総合整備事業について、平成27年度までの期間において、30億4,826万円を高機能消防指令システムデジタル無線保守管理委託事業につ

いて、平成37年度までの期間において、5億8,246万3,000円を限度額として定めております。

また、その詳細な内容につきましては、お手元に配付いたしております予算参考資料（その1）及び（その2）に詳細に記載いたしておりますので、ご清覧願います。

それでは、予算の内容について、主な事業等について、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。説明の都合上、歳出から説明させていただきます。

まず、9ページをお開き願います。

第1款議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に必要な経費として110万6,000円を計上いたしております。

10ページをお開き願います。

第2款総務費の第1項総務管理費のうち、一般管理費につきましては、情報公開等審査会委員及び管理者等の報酬並びに本部の運営に必要な経費として臨時職員賃金ほか632万3,000円を計上いたしております。

11ページをお開き願います。

2目文書広報費につきましては、組合例規集システム更新作業委託料及び加除式図書の購入費等105万6,000円を計上いたしております。

次に、5目財産管理費につきましては、公用車両の燃料費及び借上料、本部庁舎の維持管理経費等844万1,000円を計上いたしております。

12ページをお開き願います。

7目情報管理費につきましては、インターネット接続料及びネットワーク関連システムの保守委託料等178万4,000円を計上いたしております。

次に、10目公平委員会費につきましては、13ページにありますとおり、公平委員会費を総務管理費に組みかえいたしまして、公平委員会運営に必要な経費20万3,000円を計上いたしております。

14ページをお開き願います。

第6項監査委員費につきましては、報酬等監査委員会運営に必要な経費17万円を計上いたしております。

第9款消防費の第1項消防費のうち、常備消防費につきましては、予算総額36億6,118万2,000円を計上いたしております。

この科目は、相生、たつの、宍粟、太子、佐用の五つの消防署等に勤務する職員の276人分の人件費と各署所の一般事務経費及び活動経費を計上いたしております。

まず、人件費のうち、2節給料には10億5,430万6,000円を計上し、3節職員手当には、扶養手当、通勤手当等6億8,202万円、4節共済費には、非常勤職員等も含まれておりますけれども、兵庫県市町村共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金等の3億5,117万5,000円を計上しており、給与費、職員手当等及び共済費を合わせた人件費は、24ページにありますとおり20億8,338万6,000円となっております。

次に、7節賃金につきましては、たつの消防署、太子消防署、佐用消防署にそれぞれ1名ずつ配置する臨時職員の3人分の賃金として538万8,000円を計上いたしております。

次に、9節旅費につきましては、会議及び事務協議等の普通旅費に消防大学校、兵庫県消防学校への実務研修、救命救急士養成の専門研修等の特別旅費を加えた996万4,000円を計上いたしております。

次に、11節需用費につきましては、消防職員の被服貸与、消防一般事務、予防一般事務、各署所活動事業の消耗品費とレッドパトロール事業の車両燃料費、消防救急通信指令システムの修繕料、救急業務用の医薬材料費等の5,384万8,000円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。

12節役務費につきましては、電話料金等の通信運搬費、予防接種等手数料等を加えた1,548万4,000円を計上いたしております。

次に、13節委託料につきましては、高機能消防指令センターの工事に係る工事監理委託料、指令台保守点検委託料につきましては、相生署、たつの署、宍粟署、佐用署では、現在も通信指令業務を個々に行っており、その通信指令業務用指令台の保守点検委託料等を加えた3,219万5,000円を計上いたしております。

18ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料につきましては、N T Tの通信回線使用料と位置情報システムの発信地情報使用料等1,563万円を計上いたしております。

19ページをお開き願います。

15節工事請負費は、高機能消防指令センター総合整備事業で11億7,514万9,000円を計上いたしております。

次に、18節備品購入費につきましては、各署における庁用器具費に救助用資機材、消防用資機材等の機械器具費等を加えた1,942万3,000円を計上いたしております。

次に、19節負担金、補助及び交付金につきましては、退職手当組合への負担金と消防学校入校負担金、救急救命士養成所負担金等を加えた2億4,387万8,000円を計上いたしております。

20ページをお開き願います。

3目消防施設費につきましては、消防署所、5署、2分署、4出張所と消防車両等の維持管理経費及び消防車両の購入費等を計上いたしております。

まず、11節需用費につきましては、各署所の光熱水費、消防庁舎の維持管理経費、消防車両等の修理代等5,894万5,000円を計上いたしております。

次に、12節役務費につきましては、消防車両等の定期点検手数料及び自動車損害保険料等409万1,000円を計上いたしております。

21ページをお開き願います。

18節備品購入費につきましては、たつの署の救急自動車、新宮分署及び御津出張

所のポンプ自動車、佐用署の災害対応特殊救急自動車の購入費用1億2,733万9,000円を計上いたしております。

次に、第14款予備費につきましては、50万円を計上いたしております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に、歳入について、ご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第11款分担金及び負担金につきましては、38億2,043万9,000円を計上し、その主な内容は、高機能消防指令センター整備事業及び消防署、消防本部の事務に係る構成市町の負担金でございます。

次に、第12款使用料及び手数料につきましては、603万6,000円を計上し、その主な内容は、危険物施設等設置及び変更等手数料でございます。

次に、第13款国庫支出金につきましては、4,474万2,000円を計上し、その主な内容は、歳出でご説明いたしました、備品購入費に計上いたしております消防車両の緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助相当額でございます。

7ページをお開き願います。

第14款県支出金につきましては、215万6,000円を計上し、その主な内容は、西播磨県民局が設置した非常警報板の管理業務を休日等に限り、西はりま消防組合が受託する区域外警報板等管理委託金でございます。

次に、第18款前年度繰越金及び第19款諸収入のうち預金利子につきましては、科目設置に係る基礎額でございます。

次に、第19款諸収入のうち、5項雑入につきましては、749万2,000円を計上し、その主な内容は、兵庫県消防防災航空隊へ派遣する消防職員1名に係る人件費相当額の補助でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本義彦議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより上程議案に対する質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので質疑を終結し直ちに討論に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご発言がないので討論を終結し、直ちに表決に入ります。お諮りいたします。上程中の議案第8号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松本義彦議員）

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 言

○議長（松本義彦議員）

以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって平成26年第2回西はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

## 閉会のあいさつ

○議長（松本義彦議員）

閉会に当たりまして一言御礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し、深く御礼申し上げます。管理者以下執行者におかれましては、来年度いよいよ組合最大

の事業であります高機能消防指令センター総合整備事業が本格的に始まります。平成28年度からの稼働に向けて、滞りなく事務を進めていただくよう要望するものであります。また、今後も引き続き、消防組織、施設の充実につながるよう一層のご精進とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日の会議をこれで終了させていただきます。

管理者。

#### 管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成26年度予算を初め、専決処分の承認、条例案件、補正予算など、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおりご承認・ご可決をいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

ただいま松本議長さまからの要望でもありましたとおり、来年度は、いよいよ高機能消防指令センター総合整備事業に本格的に着手をいたします。この組合消防の根幹をなす重要かつ最大の事業に全力を挙げて取り組んでいくとともに、地域住民の皆様により一層の安全・安心を確保するべく、職員一丸となって邁進をしてまいります。

また、議員各位におかれましては、昨年7月に当組合の議員にご就任いただき、今日まで組合行政の推進に多大なるご協力を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。ご高承のとおり、来月27日には、たつの市及び佐用町議会議員選挙が執行されます。引き続き、立候補される議員におかれましては、必勝を期し、ぜ



ひ再選を目指されますようお祈り申し上げますとともに、ご勇退されます議員におかれましては、引き続きまして、当組合の発展のため、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（松本義彦議員）

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 4 8 分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年3月27日

西はりま消防組合議会議長                      松本 義彦

西はりま消防組合議会副議長                      柴田 和夫

会議録署名議員                                      渡邊 慎治

会議録署名議員                                      西岡 正